

第2部：現行リスクアセスメント手法の問題点解消のための考え方

2. どうすればリスク評価のバラツキを少なくできるのか

(2) 危害のひどさ（傷害の程度）〔S〕

「第1部：現行リスクアセスメントの問題点」で述べたように、災害が発生して治療を受けた後に医者が判定する「休業日数」は実用的でないし、「休業災害」「不休業災害」「軽微な災害」といったあいまいな判断基準だと評価者によるバラツキが生じます。

どのように考えたら論理的で実用的な判断基準になるのでしょうか。私の考えは以下のとおりです。

① 危害のひどさは「日常生活及び仕事に影響する障害の程度」で分類する

- ・ 障害が日常生活及び仕事に影響する程度は、下記の二つに大別されます。

永久障害：治療しても身体機能が元の状態に回復せず一生機能障害を抱えてしまう障害

一時障害：治療すれば身体機能が元の状態に回復して日常生活及び仕事に影響しない障害

- ・ 「永久障害」は下記の二つに区分できます。

a：要介護永久障害：自立した日常生活をおくれなくなる（介護が必要となる）あるいは受傷前の仕事（作業）に従事することができなくなる障害*1)

b：介護不要永久障害：永久障害は抱えるが、介護を必要とせず自立した日常生活をおくることができ、かつ受傷前の仕事（作業）に従事できる障害

*1) 「自立した日常生活をおくることができる」と「受傷前の仕事（作業）に従事できる」は一般に障害のレベルが異なります。しかし、従業員（特に日本企業のベテラン従業員）にとって「受傷前の仕事（作業）に従事できなくなる」ということは、「会社生活における日常の生活（＝仕事）ができなくなる（＝会社生活でハンディキャップが生じる）」ことを意味しており、「個人生活において自立した日常生活をおくることができない（＝個人生活でハンディキャップが生じる）」ことと同等の重みをもつと考えるべきです。

- ・ 「一時障害」は下記の二つに区分できます。

c：要介護一時障害：機能が回復するまでの期間、自立した日常生活をおくることができない（介護が必要となる）障害

d：介護不要一時障害：回復するまで受傷前の仕事（作業）はできないが自立した日常生活はおくれる障害

- ・ 上記に他に次のものがあります。

e：軽微な障害：軽傷であり簡単な手当てで受傷前の仕事（作業）を継続することが可能な障害

まとめると、図 2-1 のようになります。

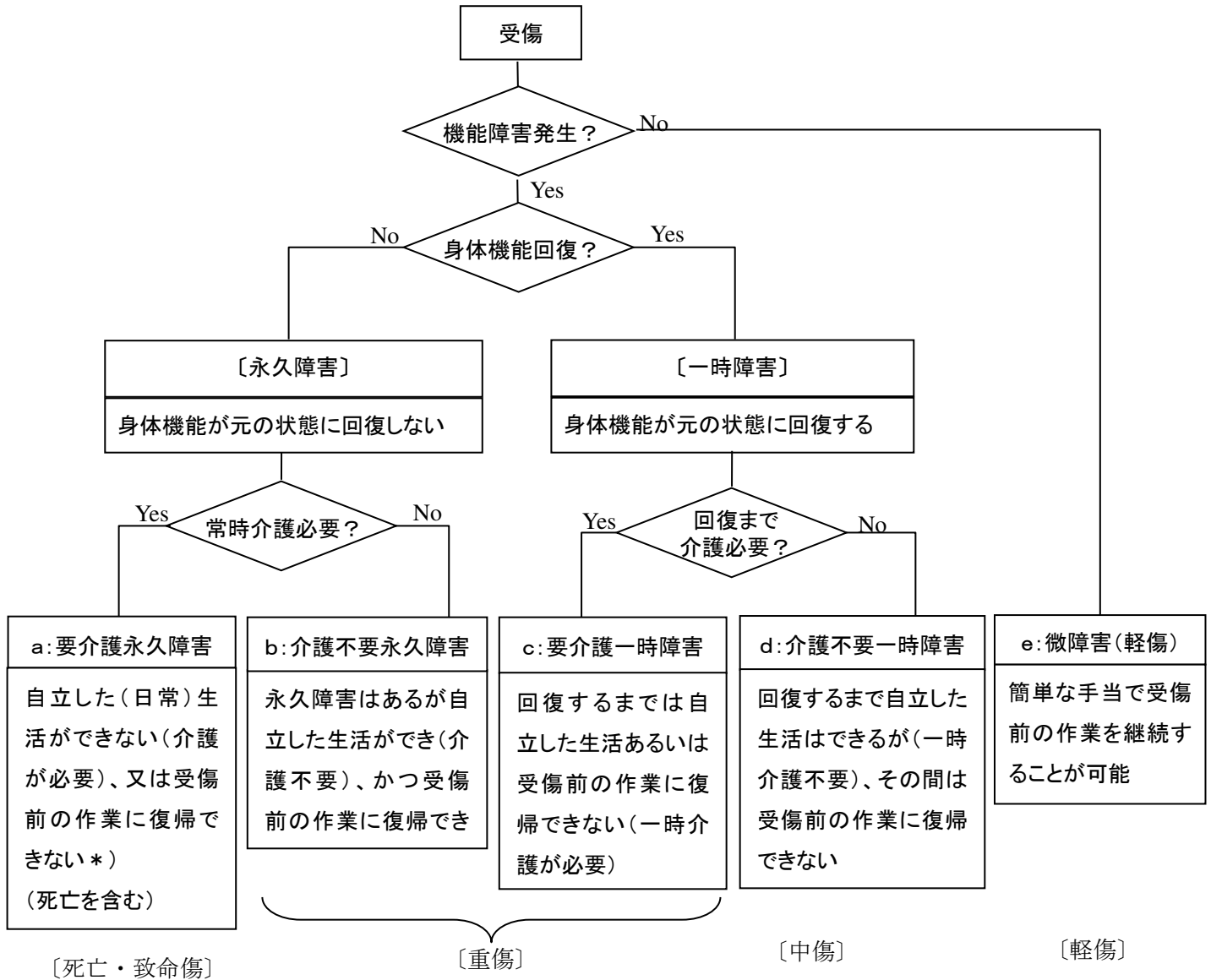


図 2-1 危害のひどさの区分

・上記 a ~ e のように計 5 つに区分できますが、b と c は被災者にとってほぼ同等の重みを持つので一つの区分にまとめ、[死亡・致命傷] [重傷] [中傷] [軽傷] の 4 つに区分するのが適当と考えます。

②「日常生活及び仕事に影響する障害の程度」は、身体の中の部位を被災するかで評価する

- ・永久傷害か否か、介護が必要か否かといった障害の程度は、身体の中の部位をどの程度被災するかが分かれば推定できます。例えば、挟まれ・巻き込まれ危険源の場合、頭部や胴部を被災したら死亡するかあるいは永久機能障害を受け生涯介護が必要となる可能性が大、足や手の被災で単純骨折であれば回復するまで自立した生活はできるが、その間は受傷前の作業に復帰できない可能性が高いと判断されます。
- ・一方、墜落・転落といった高所危険源の場合は、落下する高さや落下した場合の被災部位により被災の程度が異なります。このような危険源・危険状態については、被災の程度が最も重くなる頭部・胴部を被災するとしてどれだけの高さから落下したら日常生活及び仕事に影響する障害になるかを定めることで具体的（定量的）な判断基準となり評価のバラツキを少なくすることができます。一例を示すと下記のとおりです。

死亡・致命傷：3 m以上

重 傷：2 m以上～3 m未満

中 傷：0.5m以上～2 m未満

軽 傷：0.5 m未満

- ・高所危険源のように被災する部位が不明確な危険源に、重量物との激突、高熱物との接触、感電、化学物質との暴露などがあり、これらについてもどのような状況で被災するか具体的に示す必要があります。
- ・この考え方に基づいて作成した被災の程度の判断基準例を表2-1に示します。表2-1は、筆者が勤めていた企業で用いられているものを少し手直したものです。
- ・なお、表2-1の判断基準は法律、業界基準、社内基準を基に各社の考えに基づいて決定すべきものであり、ここに掲げた値をそのまま使用することに関しては注意願います。

表 2-1 危険源との暴露状態及び被災部位を用いた危害のひどさの判断基準例

危険源との 暴露状態区分	危害のひどさ の区分	死亡・致命傷	重傷	中症	軽傷
		永久機能障害 (区分 a)	永久機能障害(区分 b) 一時的機能障害(区分 c)	一時的機能障害 (区分 d)	軽微な障害 (区分 e)
挟まれ・巻き込まれ (部位)	頭部・胸部		脚・腕 足・手(複雑骨折)	足・手(単純骨折)	表皮、肉
墜落・転落 (高さ)	3m以上		2 m以上～3 m未満	0.5 m 以上～2 m 未満	0.5 m未満
重量物との激突 (重量)	100kg 以上		50kg 以上～100kg 未満	20kg 以上～50kg 未満	20kg 未満
飛来・落下物との接触 (重量)	1kg 以上		500g 以上～1kg 未満	100g 以上～500g 未満	100g未満
高熱物との接触 (温度)	150℃以上		100℃以上～150℃未満	80℃以上～100℃ 未満	80℃未満
飛散金属片・有害粉体 との接触(部位)	—		目	目以外の顔	顔以外
感電(電圧)	220V 超		220V 以下	110V 以下	24V 以下
劇毒物・強酸・強アル カリとの接触(部位)	頭部・胸部及び目		頭部・胸部・目以外の胸部	脚・腕部	足先・手先部
有機溶剤への暴露 (濃度)	管理濃度の 5 倍以 上		管理濃度の 3 倍以上	管理濃度の 1 倍以 上	管理濃度未満

*被災部位を記入していない項については、頭部・胸部を被災した場合を考える